

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第二十四号

昭和二十六年十一月二十九日(木曜日) 午前十一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事 大矢半次郎君 清澤 俊英君 伊藤 保平君

委員

愛知 揆一君 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 山本 米治君 小宮山常吉君 小林 政夫君 田村 文吉君 菊川 孝夫君 松永 義雄君 菊田 七平君 森 八三二君 木村彌八郎君

政府委員

日本専売公 社監理官 久米 武文君 大蔵省主計局長 河野 一之君 大蔵省主計 局法規課長 佐藤 一郎君 大蔵省主税局長 平田敬一郎君 事務局側 常任委員 木村常次郎君 金専門員 山田 正義君 兼任委員 金専門員 山田 正義君

本日の會議に付した事件

○租税特別措置法の一部を改正する法

第六部 大蔵委員会會議録第二十四号 昭和二十六年十一月二十九日【参議院】

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

○委員(平沼彌太郎君) それではこ

れより第二十三回の大蔵委員会を開会

いたします。

見合わせておこうという、こういう趣

旨の修正でございます。

○大矢半次郎君 衆議院の委員会の修

正案の趣旨は誠に結構ですが、私この

際お聞きしておきたいのは、このよう

な措置をとりました場合ですね、何か

これを濫用いたしまして、いわゆる名

義の書換えを遅らすとか、たまたま配

当金と投資信託の資産のほうに一時繰

入れるというふうなことによつて、合

法的に税の軽減を認めるという心配は、

この点については全然ないかと思ひ

ますけれども、念のために主税局長の

御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 投資信託

の場合につきましてはお話のような心

配は先ずない、ありまして非常に微

小であらうと思つてございまして、

一般の法人につきまして源泉課税の結

果、赤字になつた場合にどうするかと

いう問題になりますと、これは今御指

摘のような問題がございまして、そ

ういうような問題をよく考えまして妥

当な結論を下すようにいたしたい。投

資信託につきまして私ども最初は源泉

課税を来年の一月から三月までに行

うわけでございまして、実質上その期間に

おきましては源泉課税によつて投資信

託に赤字を生ずるといふことは、その

期間だけ考えますと先ずないと思つて

いたのでございまして、ただいろいろ

私どもが話を聞きますと、募集の際

に、一定の募集の条件を掲げまして、

投資信託を発行する、そうなります

と、やはり税の関係で採算がどうなる

かという基礎を示さなければならな

い。それでそういう際におきまして、

やはり事前にはつきりと条件を示して

置かないと非常に募集等に支障を来た

しまして、売行き等に影響する、こうい

う見方もありまして、それは成るほど

と私ども感じられましたので、政府と

いたしまして本国会におきまして、

措置法の改正によつて修正するとい

うことに実は賛成いたしましたような次第

でございます。一般法人につきまして

は今大矢委員のお話のような点もござ

いますので、通常国会におきまして

結論を下す際に、よくそういう点を考

慮いたしまして、妥当な措置を講ずる

ようにいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 この附則の第五項です

が、先般ちよつとこの五項を余り研究

しておらずに不用意な質問をするか

も知れませんが、第五項の設けられた

趣旨は、この税収の減を余り一度に起

きたくないという趣旨ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体はそ

ういうことでございます。それと同時に

に価格変動準備金の積立と申しまして

も、一挙にその余りに高く積立てる必

要性も少からう、両方面から考えまし

てかようにやつたわけでありまして。

○委員(平沼彌太郎君) 租税特別措

置法一部改正法案について御質問はあ

りになりませんか。……それではま

だ衆議院の本會議には上つておりませ

んが、この程度で質疑を打切つて討論

に入つて差支えございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) それでは租

税特別措置法の一部を改正する法律案

については、修正案を含めて質疑を打

切ることいたします。討論採決は後

刻にいたします。

次に食糧管理特別会計の歳入不足を

補てんするための一般会計から繰入

金を繰入する法律の一部を改正する

法律案を議題として質疑を行います。

……それでは質問はありになり

ませんようですから、これも質疑を打

切つて午後討論採決に入るといふこ

とにして差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) それでは質

疑を打切つて午後討論採決に入りま

す。

それでは午前はこの程度にして、午

後は一時半から再開いたします。

午前十一時五十分休憩

午後二時九分開会

○委員(平沼彌太郎君) それでは休

憩前に引続きまして、委員会を再開い

たします。

先ず食糧管理特別会計の歳入不足を

補てんするための一般会計から繰入

入金に関する法律の一部を改正する法

律案を議題といたします。本案につき

ましては、午前中の委員会において質

疑を打切りましたので、これより討論

に入ります。御意見のおありのかた

は、賛否を明らかにしてお述べを願

います。……別に御発言もないようであ

りますから、討論は終局したものと認

めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ない

ものと認めます。これより採決を行います。食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございます。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條により本委員会における質疑応答の要旨、表決の結果を報告することとしてあらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によつて委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名を願います。多数意見者署名

- 森 八三一 清澤 俊英
- 菊田 七平 菊川 孝夫
- 田村 文吉 大矢半次郎
- 伊藤 保平 小宮山常吉
- 小林 政夫 岡崎 眞一
- 黒田 英雄 愛知 揆一

○委員長(平沼彌太郎君) 次に日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。これは清澤委員より修正案についてGHQのほうにその修正のお申入れがありましたところ、只今修正することができないという返事がございましたことを御報告申し上げます。質疑をお願いいたします。……別に御発言もない

ようでありますから、質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるおかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。

○清澤俊英君 社会党の第二控室を代表いたしました。本法案に反対の意向を申し上げたいと思ひます。

反対の理由の第一は、先般も申し上げました通り公務、公務における疾病と、そうでない場合との判別は明確ではありません。而も公務上における疾病というふうなものは、多くの傷害の場合に現われております。……

……、本人の不注意からたま／＼公務中にそういうことをやる場合がないとは限らん。今までの多くの事故の例などを見ますと、それは大体原因が連日の夜更しをやつたとか、いろいろ不衛生な行動によつて起す場合が原因として数えられることが多いのであります。一方公務上ではないという結核その他の障害を考へて見ますと、ただ現にこれらの公共事業に従事する職員や、又は公務員等が、人事院で裁定しております基準賃金さえもらうことができない。なお日本の国の現実の制度が最低生活を保障せられていない。従つて大部分の本当に働いてる労働者、殊に専売公社における婦人労働者のごときは、その生活を支え得るだけの賃金をもらつていないと考へるのであります。……

結局原因するところは給与の問題を中心にして身体に無理をする。私どもはこういうことを考へるのであります。……

……、これは誠に間違ひであると思ひます。……

……、最低の人間の生活を本當に保障する制度がある場合におきましては、私は十分考へていいと思ひるのであります。……

……、形として公務員並みに完全給与をして頂きますことが私は正當だと考へたのであります。……

……、一番正しい結果が、今の日本の労働関係におきまします状態としては、最もいい結果をもたらし得るものかと思ひます。……

出て来ると思ひます。ただ一律に企業体の労働者だ、こういうので全部一律な取扱にすることは大体間違ひも多しと思ひます。……

……、これは本改正案に反対いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありましたが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。……

○委員長(平沼彌太郎君) 多数でございませぬ。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

- 愛知 揆一 黒田 英雄
- 岡崎 眞一 小林 政夫
- 小宮山常吉 伊藤 保平
- 大矢半次郎 田村 文吉
- 森 八三一 菊田 七平

○委員長(平沼彌太郎君) 次に金融政策並びに制度に関する調査についてお諮りいたします。……

なければならんことになつておりますので、……

……、御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。

……、御署名を願います。

- 菊田 七平 森 八三一
- 愛知 揆一 黒田 英雄
- 岡崎 眞一 小林 政夫
- 小宮山常吉 伊藤 保平
- 大矢半次郎 田村 文吉
- 菊川 孝夫 清澤 俊英

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。……

つておりますので改めて申し上げます。これは経費の総額と年割額を必ず定めまして、そして国会の議決を経ることになつております。なおこれにつきましても「特に必要がある場合」というふうな制限が置いてございまして、それ以上の具体的な制限はございません。なお年限については實際問題といたしましては、従来の経験に徴しますると、多く三年、五年、そういうようなものが多かったわけでございまして、大体そういうふうなものが多くなるのじやないか、こう考えております。

それから第十四條の三でございまして、これは繰越明許費に関する規定でございまして、これにつきましても当初に御説明申し上げましたので、改めて詳しく御説明をする必要はないかと思つております。

それから第十五條は繰越費が設けられましたので、條文を整理してございまして、十六條も同様でございまして、予算の内容に今後繰越費というものが入つて参ります。

それから繰越明許というものにつきましましては、旧憲法時代の予算は御承知のように甲号、乙号、丙号、こういう三つの区分から成つてございまして、甲号が一般の歳入歳出予算でございまして、乙号が繰越費で、丙号が繰越明許ということになつてございまして、今後繰越明許は予算の一部として提案をして参る。こういうふうにはつきりいたしてあります。

十七條以下のところにはつゞくと比較の線がございまして、いずれも同様の趣旨に基きまして繰越費若しくは繰

越明許費、従来繰越明許という言葉を使つておりましたが、繰越明許費という言葉は今使ひまして、繰越明許を認められる費用という意味で使うことにいたしました。これらの関係で條文整理で入つておるわけでございまして、

それからつと参りまして二十三條でございまして、これは歳出につきまして部款の区分を廃止するという点を明らかにしておるわけでございまして、そこをございまして「歳入歳出予算は、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて、このところを従来は「部に大別し」というようなのがございまして、これを款項に区分しなければならぬ」と、ここで直してあります。これについても概略申し上げたいと思つてございまして、大体現在の予算というものは国会の審議は項を中心にして受けておるわけでございまして、項というものが中核になつて大体予算というものはできておる。従つて項の下の目以下は、予算ができて上りましてから正式には政府が予算を配賦いたしますと云ふに、区分をいたす。我々は昔から項以上をいわゆる憲法上の予算と稱し、目から行政上の予算というふうには呼び慣わしておつたわけでございまして、その項が予算の中心をなしておるわけでございまして、従来部款を付して参りましたが、その名称等につきましても従前に重複の嫌ひがある。むしろ項を具体的に出示して、そうし

てその予算の目的を一層はつきりしたいと、こういう目的で今回この区分を廃止したわけでございまして、それから第二十五條、これは現行法では、この説明にもございまして、経費の性質上に基づく繰越明許に關する事項を規定しているが、十四條の三に規定したので不要となつたという關係でこれを改めておるわけでございまして、それから二十八條以下も皆條文の整理でございまして、

つと飛びまして三十四條が重要な條文でございまして、これは支出負担行為計画というものを廃止するという關係からしてこの三十四條に規定を入れたわけでございまして、ちよつと印刷が不明でございまして、各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算、これは三十一條において国会で予算が議決を受けたとき、内閣は各省各庁に対し予算を配賦する」と規定がございまして、その「三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、従来規定は「国の支出の原因となる契約その他の行為(以下支出負担行為という。）」と言つてあります。この「国の支出の原因となる契約その他の行為に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は支払の計画に關する書類を製して、これを大蔵大臣に送付し」ということになつておるのを、これを従来この「支払の計画」のほうはそのままにいたしまして、「支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め」と改め、支出負担行為計画に關する文句をここで除いてあるわ

けでございまして、それからその次が三十四條の二でございまして、三十四條の二の規定は、これは特定経費についての規定でございまして、即ち支出負担行為計画の制度を原則として廃止いたしました。大蔵大臣が指定するところの特別の経費につきましましては、なお従来のように支出負担行為計画を作る、但し従来は支出負担行為計画という言葉は非常に誤解を招きますので、支出負担行為計画の實施計画に關する書類を製する、こういうことに改めたのがこの條文でございまして、即ち「各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算、繰越費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、繰越費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為の實施計画に關する書類を製して、これを大蔵大臣に送付し」と、こういう規定でございまして、この特定経費を何にしませうかということにつきましては、当初御説明申し上げましたように、公共事業費以外では官庁の營繕費でございまして、或いは予備隊の経費等を考へておきます。これは二十七年年度の予算編成が更に具体化しますまで適当な経費を十分検討いたしますと特定して、こう考へております。

それから三十七條でございまして、これは繰越費の制度ができましたので、その決算について繰越費の決算報告書というものを作製すると、こういう規定を挿入いたしました。それから三十九條、四十條、四十二條はいずれも條文の整理でございまして、

四十二條について申し上げますと、四十二條にいわゆる事故繰越の規定というのをここに規定してあるわけでございまして、それで條文を整理いたしますと同時に、事故繰越の範囲を拡げたのでございまして、これは新しい條文で申しますと、「毎會計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。先づ繰越は原則としてはいかんとすることをここで規定いたしました。但し、歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたものは、これを翌年度に繰り越して使用することができ、そのしるべきにございまして、先に先ず事故繰越は先ほど明許繰越とは異なりまして、先ず支出負担行為をするということが前提になつております。即ち全然契約その他の行為をいたしません場合には繰越をすることができません。契約等の行為をいたしたとしても、而も避け難い事由で年度内に支出が終らない、こういう場合に初めて事故繰越を認められる。これは従来からそういうことになつておりました。今回変更しました部分は括弧書のことです。今度でございます。年度内に支出を終らなかつたもの」と、そこに括弧が入れられておる。即ち(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに關連して支出を要する経費の金額を含む。)、これは御承知のように請負契約等をいたします場合には、その事務的な経費でありますとか、それから人夫賃でございまして、か、資材の経費とかいふものの工事費として含めまして一括して請負に出す

す。

す。

わけでございます。従いまして支出負担行為を年度内、即ち三月三十一日まで、つまり請負契約をいたしますれば、あとは繰越が比較的楽に行くわけでありませう。ところが請負によりませんで、政府が直接に直轄工事をやつておるようなものは相当でございます。そういうような場合にはこの労賃等につきましまして、例えば三月三十一日まで旧年度の予算である、次の四月一日からは新しい新年度の予算でなければ本来は契約ができないわけでございます。併しなからそういうようなことでは直轄工事というのについてだけ繰越が非常に困難になるというので、ここで当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費というふうな規定をいたしまして、人夫賃、或いは工事の検査をいたしますところの検査の旅費、こういうようなものも事故繰越ができるということにいたしましたわけでございます。

それから四十三條は、これはまあ繰越計算書の手続の規定でございます。それから四十三條の二でございますが、これは継続費に関連いたしましたので、その支出を終らなかつたところの繰越の規定をここに置きました。運次繰越の制度を認めただけでございます。即ち継続費の場合におきましては、普通の経費と異なりまして、普通の経費は一年間だけ繰越ができるわけでございますが、第一年度に事業ができないで、第二年度に繰越しましたものを更に第三年度等に運次に繰越することができるといふ規定を継続費の設置と共にここに置いたわけでございます。

それから次に会計法に移りたいと思えますが、会計法の第四條の二でございます。これは会計職員に関する規定でございます。先ず第一項は歳入徴収官に関する規定を置いたのでございませう。各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができ、従来歳入徴収官につきましましては、委任規定を欠いておりました。その不備をこの際改めることにいたしました。それから第二項は従来あつたのでございませうが、各省各庁の長がその役所の役人に歳入の徴収事務を委せるといふような例があるのでございませうが、そういう場合の法的な根拠が何か明らかでなかつたので、この際その規定を整備したいということにいたしました。それから第三項が歳入徴収官が事故のあります場合の代理歳入徴収官というもの、ここで以て規定いたしましたので、新しく置いた規定でございます。これにつきましては前回黒田さんから御質問がございまして、まあ本人がおられない場合に代理というのをおかしいじやないかというふうな話もありまして、御尤もだと思つたのでございませうが、まあ言葉の上で大部分の場合には本人もいるといふことで、代理という言葉を使つておりました。それからその次が第四項でございます。これは従来政令で規定されておつたのでございませうが、歳入徴収官の事務の一部だけを、歳入徴収官と同じ資格において行つていふゆる分任歳入徴収官の制度を予算、決算会計でも、即ち政令できめておりましたものをこの法律に

挙げたわけでございます。それからその次の第五項におきましては、前回も御説明申し上げましたように、個々の人についての指定を廃止して、その職についての指定を行うことによつて手続の簡素化を図りたいといふことでございませう。それからその次の第五項が、これは前項の第三項の規定によつて歳入徴収官の事務を代理する職員はこれを代理歳入徴収官と言ひ、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これは名前を明らかにしたわけでありませう。

それから第五條は歳入徴収官についての書き方は前項で明らかになりましたので、ここに書き改めたわけでありませう。それから第十條、これは支出負担行為の改正に伴う條文の整理でございます。それから第十二條、これは従来各省各庁の長が契約をいたします際には、御承知のように支出負担行為の計画を越えてやつてはいけないと、こういう規定があつたわけでございますが、支出負担行為の制度がなくなりまして後、特定経費について実施計画をやることに前の條文でなりましたが、その実施計画を越えてはならないといふことを、いわば同様の趣旨を規定してございませう。これも條文の整理でございます。

それから次に第十三條でございます。これは各省各庁の長が支出負担行為に関する事務を委任することができ、これはまあ内容的ではなく、條文を書き改めたものであります。それから第二項の規定は、前の歳入徴収の徴収官のときの規定と同様に、他の各省

庁の職員に支出負担行為に関する仕事を委任しておる例がございませうが、それを明らかにした條文でございます。その次の第三項も歳入徴収官の場合と同様に、いわゆる代理の制度を明らかにした規定でございます。以下四項、五項も歳入徴収官の場合と同様でございます。

それから第十三條の二、これが例の認証制度の改正の中心の條文になるわけでございますが、「支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に對し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に、超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができなす。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自から行わなければならない。」、こうなつております。これは前回御説明申し上げましたように、この條の左側の條文をお読み願ふとわかるのですが、従来認証を受けなければならぬといふ規定があつたのでございませうが、認証制度というものを根本的に改めまして、支出負担行為の担当官、それから認証官、それから支出官、三本建てでありましたものを、その真中の認証官の仕事は支出官自体の仕事とする。そうして支出官の認証を受けるようにする。今回確認といふ言葉を使つておりますが、支出官の確認を

受ける。こういうことに改めたわけでございます。

それから第十三條の三でございますが、この前條の規定でいわゆる認証官の制度というものを改めましたが、併しなから各省各庁の中には従来認証官制度を置いて欲しいといふ希望があるところもあるのでございませう。電通省でありますとか、それから又終戦処理費につきましましては、これは進駐軍等との関係も深い特殊な経費でございまして、前から認証制度が実際上も行われておりますが、特調でございませうか、そういうふうな官庁によつては認証制度を置きたいといふところもございませうので、一概にこれを全部一律に廃止するといふことはしたくないといふので、なお従来認証制度を各省各庁の長が必要と認められた場合には置くことができるような規定をここに置いてあるわけでありませう。それで以下の規定は、その認証について、支出負担行為はその認証についての必要な規定を従来と同様のものをここに書いてあるわけでありませう。

それから第十三條の四でございますが、これは前條の規定による認証官の認証を行わしめる場合の手続規定でございます。即ちこの前の認証制度のない場合の確認を要するといふ規定は、認証制度がある場合には当然不必要になるわけでありませう。なお申し落しましたが認証と言ひ、確認と言ひましても、これは要するほどの程度の認証を行つたといふことは非常に手続の関係とも考え合せて余りに細かい認証制度をとるといふことは、逆に経理事務の円滑な運用を妨げるといふので、できるだけ簡単にする。それで一番重要な

受ける。こういうことに改めたわけでございます。

ことはこの帳簿を正確に作りまして、そうしてそれに登記をするということでございます。そうして予算金額、そのバランスというものを常に明確に登記をして置かなければならぬ、こういうことになっておるわけでありませぬ。

それから以下の條文は、條文の整理、従来不適当と思われるものを、官吏とあつたのを職員と改めたりいたしております。

それから二十四條の規定でございます。これは従来と内容においては變つておりませぬ。支出官の内容は従来通りでありまして、その條文の整理をやつております。

それから第二十五條でございます。これは小切手認証の制度が従来ございまして、これを適當と認めるときに政令において廢止するということになつておりました。そのまゝになつておりましたので、今回併せて削除いたしました。これは終戦直後に小切手認証制度がございまして、各方面から、国会等におきましてもしばしば小切手認証の事務というものは徒らに煩瑣であるというふうな非難をこうむつておりましたので、廢止したものであります。

それからその次が二十九條の契約の條文でございますが、この二十九條は會計法におきましては契約につきまして、この二十九條の規定だけ一方條でございます。それで以下は予算決算會計令において規定せられておる。例えば隨意契約等をなし得る場合も予算決算會計令に明かになつておるわけでありませぬ。これは前回御説明申し上げましたように、この但書にございませぬが、

各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、大蔵大臣に協議して指名競争乃至は隨意契約によることとすると、大蔵大臣に協議することを法律の上で條件にいたしておるわけでございますが、それを政令の定めるところにより「と」に書き改めましたのは、これによりまして予算決算會計令において場合によつては大蔵大臣の協議を受けなくてもよろしいというふうな書き方をいたしたいと、こういう氣持からこれをこのように書き改めたわけでございます。以下條文の整理でございます。

それから四十條も出納職員に対する條文の整理でございます。内容については變つておりませぬ。四十條の二につきまして、これはやはり他の各省、各庁の、よその役所の職員を出納官吏にすることができるといふ規定をはつきりさせたわけでありませぬ。

それから四十七條、これはまあ小切手の關係の條文整理であります。それから四十八條、これも條文の整理でございます。

それから附則におきまして、第二項において御説明申し上げましたように、予算、決算の締切り期日を一時八月の末まで繰延べておりましたが、これを元に戻します意味で、この第二項を削除するということにいたしましたわけでございます。それから三項は、先ほど申し上げました小切手認証の制度というものを大蔵省令で定める日に停止することができるといふおかしな條文がございましたが、これを削除するということにいたしました。

なおその以下の公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律というのがございまして、公団それからその次に、公庫の予算及び決算に関する法律というのがございませぬが、いずれも公団或は公庫というふうな、いわゆる予算で呼んでおります政府機関というものについての手続は、ほぼ一般會計と同じような扱ひで、このおの／＼の法律で規定してございませぬので、財政法、會計法の改正に伴い、それに該当するところのものを、全く同じように改正をするということに改正してございませぬ。

以下大蔵省設置法、それから電通省設置法等につきまして、關係條文を整理してございませぬ。

○山本米治君 附則が違つております。線の引き方が、これは削除するのでしょう、附則の線、二、三は線が逆になつております。

○政府委員(佐藤一郎君) これは二項並びに三項は傍線が逆になつております。廢止する規定でございます。左側に引くべきでなく、右側に引くべきものであります。

○委員(平沼彌太郎君) 質疑をお願ひします。

○小林政夫君 小切手と国庫金振替書の認証ですね、これをやめるのですね。やめる必要があるということを知るために、今までどういふふうになつていたか御説明願ひします。

○政府委員(佐藤一郎君) これは各省におきましてすでに契約を結びまして、そうして支出官が即ち各省の會計課長等がそれに基いて小切手を振出したもので、小切手認証の制度と申しまして、

大蔵省の財務局がございませぬがその財務局財務部に持つて参りまして、そうして認証を受ける、これは勿論経費の全部でございませぬでして、公共事業費、それから終戦処理費、官庁當務費、それから賠償の施設費、こういうふうな五つ、六つの特定の経費についてだけでございますが、特に支出の厳正を期するという要求がございまして、一時小切手認証の制度を設けたのであります。併しながらおわかりになりますように、すでに契約もして、そうして支出官が小切手をすてに振出しておる。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。

大蔵省の財務局がございませぬがその財務局財務部に持つて参りまして、そうして認証を受ける、これは勿論経費の全部でございませぬでして、公共事業費、それから終戦処理費、官庁當務費、それから賠償の施設費、こういうふうな五つ、六つの特定の経費についてだけでございますが、特に支出の厳正を期するという要求がございまして、一時小切手認証の制度を設けたのであります。併しながらおわかりになりますように、すでに契約もして、そうして支出官が小切手をすてに振出しておる。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。

○田村文吉君 たしか一昨年の予算が何かの時には、やはり同じような問題があつて、その国会に出した予算と、その時にそれを修正した法律案が一緒に出たというふうな例があつたように覚えておるのですが、そんなことございませんか。

○政府委員(佐藤一郎君) 具体的にちよつと覚えていませんが、終戦直後にそういうことがあつたはずでございます。ただこれは非常に私どもも當時は御承知のような情勢で、予算の審議について司令部の交渉その他もございまして、又法律案についての交渉も別個にございまして、時間的な急ぎがあつたために、心ならずもそういう事態を起して参つたわけでありませぬが、最近に至りましてはできるだけそういう弊害はやめて行くという方向にだんだん戻つて来ておるわけでありませぬ。私どもとしましてはそういうふうなこと

大蔵省の財務局がございませぬがその財務局財務部に持つて参りまして、そうして認証を受ける、これは勿論経費の全部でございませぬでして、公共事業費、それから終戦処理費、官庁當務費、それから賠償の施設費、こういうふうな五つ、六つの特定の経費についてだけでございますが、特に支出の厳正を期するという要求がございまして、一時小切手認証の制度を設けたのであります。併しながらおわかりになりますように、すでに契約もして、そうして支出官が小切手をすてに振出しておる。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。それを更に認証を受けて、と申す。

が過去に仮に事例としてあつたといは
しませんが、今後は避けて参りたい、
こう考へております。

○田村文吉君 これはまあ改正なきる
全体の趣意からいって、非常に私は結
構なことであらうと思つてあります
が、昨今いろ／＼の汚職事件が出た
り、私も実際の行政官庁におりまして
非常にの足りない点がたくさんあつ
たので、できればこの会計法及び財政
法というのは十分審議をさして
頂いて、この際にも少し抜本的に直
す必要が或る程度あるのじやないか
というふうな考え方もありますが、そ
れで行くと今明日にこれをどうにでも
上げてしまふというふうなことは、ち
よつと無理なように感じるものでは
ら、それで部款の問題だけならば、前
例もあることだから、これは繰延べて
も、通常国会でも差支えないのじやな
いかと、こう思つたのですが……。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速
記をやめて。
午後三時十九分速記中止

午後三時三十二分速記開始

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て下さい。それでは只今の法案はちよ
つと質疑を中止しまして、衆議院のほ
うが通つたという通知がございまし
たので、租税特別措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。本案
につきましては午前の委員会において
質疑を打切つてありますので、これよ
り討論に入ります。御意見のありの
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
いたいと思つております。……別に御発言も
ないようではありますが、討論は議きた
ものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼彌太郎君) それではこ
れより採決を行います。租税特別措置
法の一部を改正する法律案を衆議院送
付案通り可決することに賛成の諸君の
御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で
ございませぬ。よつて本案は衆議院送付
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。

なお諸般の手續は先例によつて委員
長にお任せを願ひたいと思つていま
す。それから多数意見者の署名を求めま
す。
多数意見者署名
山本 米治 菊田 七平
森 八三一 清澤 俊英
菊川 孝夫 松永 義雄
田村 文吉 大矢半次郎
伊藤 保平 小宮山常吉
小林 政夫 岡崎 眞一
黒田 英雄

○委員長(平沼彌太郎君) 次にお諮り
いたします。財政法、会計法等の財政
関係法律の一部を改正する等の法律案
につきましては、本国会閉会後におい
て引續いて審査をすることにしたいと
存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) それではそ
のように決定いたします。
なお継続審査につきましては本院規
則第五十三條により議長に対し要求書
を提出しなければならぬということに
なつておりますが、本件につきましては
はその手續等を委員長に御一任を願ひ
たいと思つて存じますが、御異議ありませぬ
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼彌太郎君) それではそ
のように取計らいます。

○委員長(平沼彌太郎君) それではそ
れではその手續を取りますことに
御決議を願ひましたが、次に継続審査
に對しこの小委員を設けるや否やとい
うことについて御意見を伺いたいと思
つて存じます。

○清澤俊英君 私はやはり開会も十日
とあらかじめ定まつてあるのでありま
して、極く近い時期にやられるのです
し、それからいよいよと思つていま
す。
○委員長(平沼彌太郎君) そうしま
す、第一回の会合の日を決定しておい
て頂きたいと思つて存じます。

○森八三君 継続審査ということに
なりますれば、次の通常国会までの間
に審査をして報告をする義務が発生す
るやに思つて存じます。それですから
今の予定通り参りますれば、明日で十
二国会は終るのであります、そこで
十三国会との間に審査をしたという形
にならなければならぬと思つて存じま
す、一日の日にでも継続審査を一通り
やりまして、それで更に審査が済まな
くて十三国会に入つて行くということ
にしなれば手續上困りはしないか
と、こう思つて存じます。〔賛成〕と呼
ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 只今森委員
からのお話でございますが、一日の日
に第一回の継続審査の委員会を開くと
いうこととして差支えございませぬ
か。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) それではさ
うに取計らいます。そうすると小委
員

員のことはそのときに御決定願いまし
よう。ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て。それでは委員会はこれで散会しま
す。御苦勞さまでございました。
午後三時三十七分散会

十一月二十九日本委員会に左の事件を
付託された。
一、租税特別措置法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は十一月十六日)